

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第638号

2014年(平成26年)3月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁,建築主事等の事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2014年(平成26年)3月4日付けで諮問(第638号)された建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の建築基準関係規定による特定行政庁,建築主事等の事務に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略,目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びに目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由,目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2007年(平成19年)の建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の改正に伴い,法第42条において特定行政庁(本市においては藤沢市長のことをいう。以下「特庁」という。)の指定に係る道路に関する指定道路図(以下「図面」という。)及び指定道路調書(以下「調書」という。)の整備についての規定が建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第10条の2に設けられ,技術的助言も発せられた。

図面は,市民又は事業者が建築物の新築等をする際の建築確認申請手続きの際,又は不動産取引の際にその土地が接する道路が法における何の道路種別に該当するのかを確認するために使用される。また,調書については市民又は事業者が土地に接している指定道路の位置等を確認する際の参考資料として使用されるものである。

本市の状況としては図面に類似するものとして,法第42条に規定される道路の種別を記載した紙ベースの台帳を整備し窓口にて公開しているが,市内の道路の全てにおいて法第42条に規定される道路としての種別の判断が完了している状態ではなく,また,情報が劣化し掲載している道路種別の更新が適切になされていない状況である。また,調書については未着手の状況であり,指定道路の位置については市民等からの相談の際に個別案件ごとに判断している状況である。

このような状況を改善していくために法に則り,図面及び調書の作成を行って行く必要があるものであるが,本業務は3ヵ年計画で業務を行なうことを計画している。今年度本業務に使用する資料収集を業務委託により行い,また,来年度以降に本格的な作成業務を業務委託により行なう計画としているものである。

図面及び調書の作成において利用する個人情報とは,市内全域の道路が対象となる。このうち,道路管理課で管理している道路台帳平面図は,市が管理する道路を対象として測量等を行い作成しているものであり,また境界確定図についても市が管理する道路を対象として測量を行い,隣接地権者と協議等を行なった上で作成しているものである。これらの情報については道路管理課が道路法等に基づき作成したものであり道路管理課のみが保有している情報である。

図面の作成については,建築指導課で保有している情報等の他,参考資料の一つとして道路管理課で保有する道路台帳平面図及び境界確定図の情報(道路認定の有無,道路区域,現況道路の幅員)と,作成する

図面との整合が不可欠であり、この確認を行った上で作成する必要がある。また、調書の作成に当たっても、調書第二面の位置図を作成する際に境界確定図が持つ境界に関する情報を原典資料又は参考資料として使用することが合理的である。

道路管理課が管理している道路台帳平面図及び境界確定図については、道路管理課が道路法等に基づき作成し、窓口にて交付又は閲覧に供しているもので、この資料は藤沢市個人情報の保護に関する条例第9条により登録されている。これらの資料を建築基準法に基づく図面及び調書の作成に利用するため、条例第10条に規定された個人情報を本人以外のものから収集すること、及び条例第12条に規定された目的外に利用すること、また、それに伴い膨大な量の資料である道路台帳平面図(約660面：紙媒体)及び境界確定図(約2万4千ファイル：電子媒体)を事務効率上コンピュータ処理する必要があるため、条例第18条に規定されたコンピュータ処理に関することについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

- (2) 本人以外のものから収集し、目的外利用する個人情報について  
本業務において必要な個人情報は、以下のとおりである。

ア 道路台帳平面図(紙媒体)

イ 境界確定図(電子媒体)

- (3) 個人情報を本人以外のものから収集することの必要性及び目的外利用することの必要性について

本業務において利用する個人情報は、市内全域の道路が対象となる。このうち、道路管理課で管理している道路台帳平面図(約660面)及び境界確定図(約2万4千ファイル)については、市が管理する道路を対象として道路管理課が道路法等に基づき作成した情報であり、これらの情報について本人から収集することは困難である。また、建築の可否等のため法第42条における道路種別を判断する際には、建築指導課が保有する情報等の他、道路法に基づく道路も判断の対象となることから、これらの資料を目的外利用することが合理的である。このことから、道路管理課の個人情報を目的外利用する必要性があると考える。

- (4) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外利用することに伴う本人通知の省略について

図面及び調書を作成するために収集する個人情報は、通知すべき相手が多数で通知する費用が過分に必要となること、また、通知すべき相手が多数で事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の個別通知は省

略するが、市民に対しては、「個人情報をも本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨をホームページ及び広報ふじさわにて周知を図る。

(5) 個人情報のコンピュータ処理の必要性について

図面及び調書の作成にあたり、市が管理する道路については道路管理課で管理している道路台帳平面図（約660面）及び境界確定図（約2万4千ファイル）を利用するが、これらの情報は多量かつ複雑であり、業務を迅速かつ的確に行うため、コンピュータ処理を行なうものである。

(6) 安全対策について

情報管理における安全対策及び日常的な処理体制については、次により個人情報の保護に努める。

ア 「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

イ 「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に基づき事務処理に努める。

ウ 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」に基づき事務処理に努める。

エ 道路台帳平面図（紙媒体）については、道路管理課より受け渡し確認の文書を交わした上で建築指導課が提供を受け、その資料を建築指導課より委託業者に貸与し、委託業者がGeoTIFF形式でスキニングを行ない電子化しパスワードロック付きNAS（外部記憶装置）に保存し貸与資料と共に建築指導課に受け渡す。

境界確定図（電子媒体）については、道路管理課が管理している単独のサーバーより道路管理課にてzsd形式イメージデータとzsd形式CADデータをパスワードロック付きUSBメモリに抽出を行い、受け渡し確認の文書を交わした上で建築指導課に渡し、建築指導課から委託業者に受け渡し、委託業者がDXF形式又はTIFF形式に変換後NASに保存し、建築指導課に受け渡す。この際に使用したUSBメモリについてはNASに保存後確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、廃棄証明書を発行させるものとする。

オ 個人情報の使用について

(ア) 本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

(イ) 第三者への提供は行わない。

カ NASの管理については、管理責任者を定め紛失等の事故が生じないように建築指導課の鍵のかかるキャビネットで管理を行う。

また、来年度以降の業務委託の際には、NASを委託業者に貸与することを計画しているが委託の相手はデータ運用の安全対策に対する証としてプライバシーマークの付与を受けており、かつ情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を得ている業者とする。

個人情報の管理や業務終了後の処理については、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」に基づき十分にセキュリティの確保に努め、藤沢市と当該業務の受託者との間で交わす仕様書で規定するほか、契約締結後は委託業者に対し、情報漏洩や許可なく利用することがないように徹底し、情報管理における安全対策及び日常的な処理体制について、次により個人情報の保護に努めさせる。

(ア)個人情報の受け渡しについて

NASの受け渡しは直接手渡しにより行い、藤沢市に借用書を提出させる。

(イ)個人情報の保管・管理について

管理責任者を定め、個人情報の紛失等の事故が生じないように入室制限を設けた部屋に施錠できる保管庫を設置し保管・管理させる。

(ウ)個人情報の使用について

本業務以外の目的で当該個人情報を使用させない。

第三者への提供は行わせない。

最新のウイルス対策が施された専用のコンピュータ、又はインターネットとの接続がないコンピュータのみで扱いパスワードを設定し、予め指定した者のみがコンピュータでの処理ができるものとする。

(エ)個人情報の返却・消去・廃棄について

借用物については、業務終了後速やかに藤沢市に返却させる。コンピュータのハードディスク内のデータについては消去し、データ廃棄証明書を藤沢市に提出させる。

不要なメディア・機器を廃棄する場合は復旧できないよう処理し、廃棄証明書を藤沢市に提出させる。

(7) 納品データと運用方法について

委託業者からの保存データは、道路台帳平面図（GeoTIFF形式）及び境界確定図（DXF形式又はTIFF形式）でありいずれもNASに電子データとして保存し納品される。これらのデータについては過去の航空写真（購入）、過去の住宅地図（建築指導課が所有しているもの）、公図（法務局より入手）、地積測量図（法務局より入手）等を総合的に勘案した中で図面及び調書の作成を行なう際に活用する。図面及び調書の具体の作成作業については来年度より委託業務の中で行なう計画としているが、この際には「7 安全対策について」により、保管及び情報漏洩対策を徹底させることとする。

(8) 実施時期

2014年3月14日以降

(9) 提出書類

- ア 建築基準法第42条（抜粋）
- イ 指定道路図及び指定道路調書（イメージ）
- ウ 建築基準法施行規則第10条の2（抜粋）
- エ 技術的助言（平成19年6月20日国住指第1331号・国住街第55号）
- オ 道路台帳平面図
- カ 境界確定図
- キ データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- ク 指定道路調査業務委託仕様書
- ケ 調査業務委託契約書
- コ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について、次のように述べている。

本業務において利用する個人情報は、市内全域の道路が対象となる。このうち、道路管理課で管理している道路台帳平面図（約660面）及び境界確定図（約2万4千ファイル）については、市が管理する道路を対象として道路管理課が道路法等に基づき作成した情報であり、これらの情報について本人から収集することは困難である。また、建築の可否等のため法第42条における道路種別を判断する際には、建築指導課が保有する情報等の他、道路法に基づく道路も判断の対象となることから、これらの資料を目的外利用することが合理的である。このことから、道路管理課の個人情報を目的外利用する必要性があると考えられる。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

#### (2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

実施機関によると、図面及び調書を作成するために収集する個人情報は、通知すべき相手が多数で通知する費用が過分に必要となること、また、通知すべき相手が多数で事務処理の効率性が著しく損なわれることから事前の個別通知は省略するが、市民に対しては、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨をホームページ及び広報ふじさわにて周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、本人通知を省略する合理的理由があ

ると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関によると、図面及び調書の作成にあたり、市が管理する道路については道路管理課で管理している道路台帳平面図（約660面）及び境界確定図（約2万4千ファイル）を利用するが、これらの情報は多量かつ複雑であり、業務を迅速かつ的確に行うため、コンピュータ処理が必要となるとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策及び日常的な処理体制については、次のとおり個人情報の保護に努めるとしている。

(ア) 「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

(イ) 「藤沢市コンピューターシステム管理運営規程」に基づき事務処理に努める。

(ウ) 「藤沢市個人情報の保護に関する条例」に基づき事務処理に努める。

(エ) 道路台帳平面図（紙媒体）については、道路管理課より受け渡し確認の文書を交わした上で建築指導課が提供を受け、その資料を建築指導課より委託業者に貸与し、委託業者がGeoTIFF形式でスキャニングを行ない電子化しパスワードロック付きNAS（外部記憶装置）に保存し貸与資料と共に建築指導課に受け渡す。

境界確定図（電子媒体）については、道路管理課が管理している単独のサーバーより道路管理課にてzsd形式イメージデータとzsd形式CADデータをパスワードロック付きUSBメモリに抽出を行い、受け渡し確認の文書を交わした上で建築指導課に渡し、建築指導課から委託業者に受け渡し、委託業者がDXF形式又はTIFF形式に変換後NASに保存し、建築指導課に受け渡す。この際に使用したUSBメモリについてはNASに保存後確実に物理的に破壊し、又はすべての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、廃棄証明書を発行させるものとする。

(オ) 個人情報の使用について

本業務以外の目的で当該個人情報を使用しない。

第三者への提供は行わない。

(カ) NASの管理については、管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう建築指導課の鍵のかかるキャビネットで管理を行う。

また、来年度以降の業務委託の際には、NASを委託業者に貸与することを計画しているが委託の相手はデータ運用の安全対策に対する証としてプライバシーマークの付与を受けており、かつ情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を得ている業者とする。

個人情報の管理や業務終了後の処理については、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」に基づき十分にセキュリティの確保に努め、藤沢市と当該業務の受託者との間で交わす仕様書で規定するほか、個人情報の受け渡しについて、個人情報の保管・管理について、個人情報の使用について、個人情報の返却・消去・廃棄について、納品データと運用方法について、契約締結後は委託業者に対し、情報漏洩や許可なく利用することがないように徹底し、情報管理における安全対策及び日常的な処理体制について、個人情報の保護に努めさせることとしている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されいと認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上